

# 市民経済委員会行政視察報告

日 程：平成 26 年 5 月 28 日（水）～平成 26 年 5 月 30 日（金）

視察先：福岡県宗像市、鹿児島県鹿児島市

参加者：西本 博之、乗越 耕司、麻生 豊、加根 佳基、宮川 誠子、牧尾 良二、  
下村 昭治、杉井 弘文  
執行部職員 2 名、事務局随員 1 名

## ● 福岡県宗像市（5月28日）

【人 口】96,473 人 【面 積】119.66 k m<sup>2</sup>

### ◆視察事項

「鳥獣加工処理施設について」

#### 1 施設建設に至った背景

##### （1）イノシシ被害の現状

- ・農作物の被害の増大、市街地住民の不安

H24 年度推計：農作物被害面積 765 a、被害額 8,789 千円、捕獲頭数約 900 頭

H22 年 福岡教育大学周辺、赤間駅前にイノシシが出没し警察が出動→捕獲（殺処分）

##### （2）宗像市の捕獲対策

- ・猟友会に銃または罠による捕獲を委託（市が箱罠を購入、猟友会へ貸出）
- ・イノシシの捕獲頭数は増加したが、農作物被害も増加傾向にある。
- ・まちづくり懇談会、市長ふれあい座談会、議会報告会、改善提案書等で地域からイノシシの被害状況の報告及び駆除の要望が多数提出されるようになる。

##### （3）課題

- ・捕獲後の処理に苦慮

埋設が困難なため、山林中へ投棄

衛生設備や器具等が揃っていない場所での解体は、公衆衛生及び食品衛生上の問題がある。

都市化の進展により、猟友会会員の自宅等での解体処理が不可能になってきた。

- ・高齢化による、猟友会の会員の減少

##### （4）結論

- ・加工処理施設の整備が必要

#### 2 施設建設に向けた取り組みの経過

H22, 12 宗像猟友会、宗像市有害鳥獣駆除部会、福津市有害鳥獣駆除部会から加工処理施設建設に向けた要望書が宗像・福津両市長に提出される。

H23, 3 宗像市、福津市、宮若市有害鳥獣対策広域連絡協議会設立。処理施設整備等について協議し、3市で共同整備することを決定

- H24, 1 岡垣町が加入し、3市1町の共同となる。広域連絡協議会において、施設・設備の内容、建設費の負担割合、運営費の負担割合などを決定
- H24, 9 施設建設に着工
- H25, 1 施設竣工
- H25, 2, 1 施設運営開始（自家消費、残渣処理等）

### 3 施設の概要

事業主体	宗像市（福津市、宮若市、岡垣町共同）
事業費	84,000 千円
補助金	鳥獣被害防止総合対策整備交付金（鳥獣被害防止総合支援事業） 30,688 千円（補対事業費 55,797 千円、補助率 55%）
場所	福岡県宗像市池田 3778-1
敷地面積	1,381 m <sup>2</sup>
建物面積	202 m <sup>2</sup>
構造	木造平屋建スレート瓦葺
施設内容	荷役室、前処理室、処理室、包装室、残渣一時保管庫、搬出スペース、事務室、更衣室、便所、倉庫
主な設備	高圧洗浄機、給湯器、移動ウインチ、冷凍庫、製氷機、作業台、器具消毒保管庫、シンク、冷蔵庫、瞬間冷凍庫、スライサー、ミンチ機、真空包装機、計量器等
処理能力	最大 3 頭から 4 頭／日
管理運営	宗像市外 2 市 1 町ジビエ生産組合に業務委託
施設使用料等	施設使用料は設定していない。ただし、食肉加工については、光熱水費等の実費相当額を徴収（20 円/kg で計算 年間約 27 万円の市歳入）

#### 【委員の感想】

- 事業費は 84,000 千円、敷地面積が 1,381 m<sup>2</sup>、建物面積 202 m<sup>2</sup> でコンパクトな印象を受けた。運営に係る費用は、人件費を含め全体で約 3,800 千円。宗像市のイノシシによる被害額が 8,789 千円、市民の安全、そして比較的施設がコンパクトであることから、本市においても加工施設の整備は有効だと思う。
- 市として議会や多くの市民からの要望を受け、鳥獣保護法や廃棄物処理法、また解体に対する公衆衛生及び食品衛生上の問題を考え、加工処理施設を整備され、野生鳥獣の利活用により、地域おこしに取り組まれていることは本市も是非考えていくべきだと思う。
- 宗像市においても、多分に漏れず鳥獣被害が年々増加している様である。平成 24 年度における被害は、面積 765a、被害額は 8,789 千円に、この年の捕獲頭数は年間で 900 頭をカウントしたようである。平成 22 年度には地元の教育大学周辺や赤間駅前にも出没する事件も発生し、この時は警察による捕獲後、銃殺したようである。施設は衛生的で、においやハエもいなかった。スライサーを使いトレーに盛りつけ作業を拝見したが、買って食べたいと思うような商品が出来ていた。
- 本市においても周辺市町と共同し本格的検討に入る必要があると思います。※単市で処理施設を建設するためには財政負担が大きい（スケールメリット）。

- イノシシ肉の販売事業における新たな加工品の開発、販路拡大など貴重な資源の活用を考えているのが印象的であった。東広島市のイノシシ・鹿の捕獲頭数は、宗像市ほか2市1町より多い。東広島市にも鳥獣加工施設があってもよい。
- 東広島市の場合は、捕獲頭数が約2倍あり、規模も倍以上のものを整備しなければならぬので課題が多くあり過ぎる。



● 鹿児島県鹿児島市（5月29日～30日）

【人口】609,147人 【面積】547.21km<sup>2</sup>

◆視察事項 「かごしま環境未来館について」

### 1 設置目的

市民および事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に環境保全活動を実践するとともに、その活動の輪を広げていくことを促進するため、かごしま環境未来館を設置。

開館日：平成20年10月10日

### 2 施設概要

開館時間：午前9時30分～午後9時（日曜日、祝日は午後6時まで）

休館日：月曜日（祝日の場合はその後の最初の平日）、12月29日～1月3日

入館料：無料、一部有料（多目的ホール、研修室、食工房）

敷地面積：10,162.44m<sup>2</sup>、延床面積：2,992.52m<sup>2</sup>、構造：鉄筋コンクリート造2階建

駐車台数：普通車43台、バス4台、駐輪場70台、臨時駐車場 普通車26台

### 3 建物の理念

#### （1）緑の大地「緑の創出」

- ・敷地全体を使い豊かな緑を創出し、地球温暖化やヒートアイランド現象などの対策に貢献する施設
- ・敷地全体を四季の変化を楽しめる潤いのある緑の広場とし、多くの人に親しまれる施設
- ・屋上を全面緑化し、緑にとけ込み、建物を主張しない施設

#### （2）自然との共生「自然の恵みを最大限に活用」

- ・緑：屋上や建物周辺の緑化による空調効果
- ・水：地下水や雨水の空調、散水などへの活用
- ・空気：敷地全体の卓越風を取り込む建物配置
- ・光：太陽光を取り入れ、暖かみあふれる空間

### 4 経緯

平成16年度 基本構想、基本計画策定

平成17年度 基本設計、用地取得

平成18年度 実施設計、工事着手

平成19年度 工事

平成20年度 建物竣工（5月）

事業費：約43億6千万円（財源割合：国補39.5%、起債56%、一財4.5%）

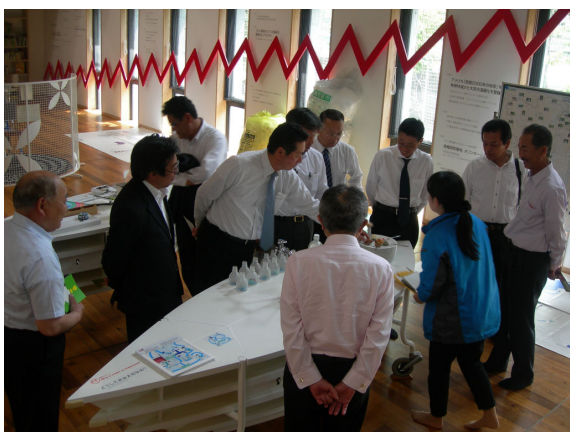
### 【委員の感想】

○見学した印象としては、見るものにインパクトがあり、環境保護に対する意識の啓発につながるものであると思う。ただ、来館者が年々減少してきており、来館者数を維

持することと、来館することによって環境保護活動にどう寄与しているか、アウトプットが、施設に来ることによって判る「見える化」が必要のように思えた。

○今日、世界的に考えなくてはいけない地球温暖化やヒートアイランド現象の対策を、市として積極的に取り組みを行われている。特に自然の恵みを最大限に活用した自然との共生の取り組みで、緑、水、空気、光を活用しての事業は本市も考えていくべきと感じた。

○地球問題として、又人間としての本来の姿であることの原点に帰る。そのことの出来る施設であると思った。(行政+市民+事業所=協働)での施設。



## ◆視察事項 「みんなでまちを美しくする条例について」

### 1 施行の背景

#### (1) まちをきれいにする運動

⇒市民と行政が一体となって、まち美化運動や啓発活動に取り組んできた。

#### (2) 社会情勢の変化

⇒ポイ捨てや飼い犬のフン放置で観光都市としてのイメージを損なう恐れ

#### (3) 条例制定ニーズの高まり

⇒豊かな自然と史跡に恵まれた観光都市かごしまのイメージを損なうことのないよう、市・市民等及び事業者が一体となって美しいまちづくりを進めよう

### 2 条例施行前後の経緯

平成 16 年 3 月 8 日～4 月 9 日・・・パブリックコメント実施

(賛同 319 (64.4%)、反対 113 (22.8%)、他 63 (12.8%))

平成 16 年第 2 回定例会・・・条例案、原案どおり可決

平成 16 年 7 月 1 日・・・鹿児島市みんなでまちを美しくする条例

平成 16 年 10 月 1 日・・・条例施行、路上禁煙地区の指定 (G 3 アーケード等 3 通り)  
まち美化推進団体の認定及び支援制度スタート

平成 17 年 4 月 1 日・・・命令及び過料規定施行、まち美化推進指導員による巡回開始

平成 17 年 6 月 1 日～平成 19 年 11 月 1 日・・・路上禁煙地区の指定 (ぴらもーる等 12 通り)

平成 17 年 7 月 1 日・・・美しいまちづくり運動推進協議会設置 (規約)

平成 19 年 3 月・・・まち美化地域指導員の認定及び支援制度スタート

### 3 推進事業

- (1) まち美化推進指導員による巡回指導（H17. 4. 1～）  
嘱託職員 2 名（警察OB）により、路上禁煙地区や市内全域を対象に週 4 日巡回し、条例違反者等や悪質違反者への注意指導を行っている。
- (2) 路上禁煙地区の指定及び整備（H16. 10. 1～）  
鹿児島市内の繁華街である天文館及び鹿児島中央駅周辺の全アーケード、中央駅地下通路など 15 通り、総延長 3,919m 指定済み。
- (3) まち美化推進団体の認定及び支援（H16. 10. 1～）  
月 1 回程度の清掃活動を行う団体を認定、清掃用具などを支援（219 団体）
- (4) 美しいまちづくり運動推進協議会による取り組み（H17. 7. 1 設置）  
市民一斉清掃クリーンシティかごしまの実施など（219 団体）
- (5) まち美化地域指導員の認定及び支援（要綱制定 H19. 1. 22～）  
地域で自主的にまちの美化にかかる啓発及び指導を行う者を認定支援するもの（1,771 名）

#### 【委員の感想】

- 今日、全国的な問題となっているポイ捨てについて市民と行政が一体となって、まち美化運動に取り組まれている。本市も各住民自治協議会と連携して是非取り組みをすべきだと感じた。
- 条例の第 6 条で、市民等の義務として、1. 空き缶・吸い殻等の投棄禁止、2. 犬のフンの放置禁止については、2 万円以下の過料となっているが、当面は 2 千円で運用しており、今日まで過料の実績は無いようである。
- 路上禁煙地区は 15 通り、総延長 3,919m に及び喫煙者にとっては、非常に厳しい条例のようである。
- 行政主導から市民の力へ。自分たちのまちは自分たちで守る気概が必要。
- 本市においても美化条例は作っているが、機能していないのではないか。しかし住民自治協議会の活動の中で、これから大いに啓発されて意識を変えなければならない。
- 車からのポイ捨てが増えてドライバーのマナーの悪さが目立ってきた。公德心の教育もやるべきだと感じた。

